消防署職員に対する懲戒処分が適法とされた事例

【文 献 種 別】 ①②判決／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 ①②令和 7 年 9 月 2 日
【事 件 番 号】 ①令和 6 年（行ヒ）第 214 号、②令和 6 年（行ヒ）第 241 号
【事　件　名】 ①懲戒処分取消請求事件、②懲戒免職処分取消等、懲戒処分取消請求事件
【裁 判 結 果】 ①②破棄自判
【参 照 法 令】 ①地方公務員法 29 条 1 項 1 号・3 号、糸島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 4 条 1 項、②地方公務員法 29 条 1 項 1 号・2 号、糸島市ハラスメントの防止等に関する規定（平成 22 年糸島市訓令第 12 号）2 条 2 号、5 条 1 項
【掲　載　誌】 ①裁時 1871 号 1 頁、②裁時 1871 号 3 頁
◆ LEX/DB 文献番号① 25574508、② 25574509

九州大学准教授 **鈴木崇弘**

事実の概要

（便宜上、以下では②事件の判旨を紹介する。）

Ｙ市消防本部の職員Ｘ（原告・被控訴人・被上告人）は、他の職員（少なくとも 10 人に上る）に対するハラスメント行為を行った（右ハラスメント行為中、最高裁が判断をするに当たって考慮したハラスメント行為を以下「本件各行為」という。又、本件各行為中、部下に対する訓練やトレーニングに係わる指示や指導を「各指導」と、部下に対する発言を「各発言」という）[1]。右ハラスメント行為をしたこと等を理由として、糸島市消防本部消防長は、平成 29 年 3 月 3 日、地方公務員法 29 条 1 項及び 2 号に基づき、Ｘに対し懲戒免職処分を行った（以下「本件処分」という）。本件処分に対し、Ｘは、Ｙ市（被告・控訴人・上告人）を相手方として取消訴訟等[2]を提起した。原々審（福岡地判令 4・7・29 労経速 2497 号 3 頁）及び第二審（福岡高判令 6・1・24LEX/DB25597822）[3]は、本件処分は裁量権の行使を誤った違法があるとして、本件処分を取り消した。Ｙが上告。

判決の要旨

1　「公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をするか否か、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択するかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される。」

2　「本件各行為は、部下に対する言動として極めて不適切なものであり、長期間、多数回にわたり繰り返されたものであることにも照らせば、その非違の程度は極めて重いというべきである。」

3　各指導は、いずれも「Ｘが職場内における優位性を背景として」行われたものであり、又、「各発言には、部下に恐怖感や屈辱感を与えたり、その人格を否定したりするもののみならず、その家族をも侮辱したりするものも含まれている。」このように、「各指導を含む本件各行為が、部下に対する悪感情等の赴くままに行われた部分が大きかったことからしても、被上告人が本件各行為に及んだ経緯に酌むべき事情があるとはいえない。」

4　「さらに、本件各行為は、……、甚だしく職場環境を害し、上告人の消防組織の秩序や規律を著しく乱すものというべきである。消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが職務の遂行上重要であることにも鑑みれば、本件各行為が及ぼす上記のような悪影響は看過することができないものである。」

5　「以上説示したところに照らせば、被上告人には本件処分以外に懲戒処分歴がないこと等の事情があり、免職処分が公務員の地位の喪失という重大な結果を生じさせるものであることを踏まえても、被上告人に対する処分として免職を選択

した消防長の判断が、社会観念上著しく妥当を欠くものであるとはいえず、懲戒権者に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということはできない。」

なお、林道晴裁判官による補足意見がある。

判例の解説

一　本判決の意義

本判決は、公務員の懲戒処分につき、最三小判昭52・12・20民集31巻7号1101頁（以下「昭和52年最判」という）、最一小判平24・1・16判時2147号127頁（以下「平成24年最判」という）等[4]に従い、事例判断を行った。以下では、従前の判決、本判決の補足意見、更には最三小判令5・6・27民集77巻5号1049頁（以下「令和5年最判[5]」という）も踏まえつつ本判決を検討する。

二　本判決の枠組

1　本判決の抽象的枠組

本判決は、抽象的判断枠組につき、昭和52年最判等で採用された、いわゆる「社会観念審査」を蹈襲した[6]。更に本判決は、従前の判決[7]と同様に、「公務員の地位の喪失という重大な結果を生じさせる」という本件処分の性質に言及する。ここから本判決は、懲戒処分の妥当性につき、比例原則の観点を取り入れていると考えられる[8]。

2　本判決における考慮・衡量要素

本判決は規範定立に際して考慮要素を列挙していないものの昭和52年最判を引用する。ここから、公務員に対する懲戒処分の考慮要素は、「懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等」である。

三　本判決の審査手法

1　判断過程審査の採用？

本判決は、従前の判決と同様に、義務的考慮事項又は考慮可能事項[9]の重み付けを行う[10]。このような重み付けを行っている点を重視すれば、本判決を「実質的に判断過程審査の手法が応用され[11]」たものと見ることができる。

2　判断過程審査の後退

他方、抽象的判断枠組の文言、そして原審が裁量基準[12]を踏まえた審査を行ったのとは対照的に裁量基準に言及していないことを重視すると[13]、「考慮事項を中心に判断しているものの、結果としてなされた判断が著しく合理性を欠くことに重点を置いて、裁量権の逸脱・濫用を判断する[14]」という、判断過程審査から一歩後退し、結果をより重視する枠組が採用されたとも考えられる[15]。

3　判断過程審査が後退した原因

後者のように解する場合、公務員関係の司法審査において、最高裁が結果をより重視する枠組を採用した理由が問題になる。

理由としてまず考えられるのが、「選択する処分が……社会に与える影響[16]」（地方公務員法33条）という考慮要素である[17]。この考慮要素を重視すると、裁判所は、法的に加工されていない「公務一般に対する住民の信頼という意味の『社会観念』[18]」（「生の社会観念[19]」）を用いた比例原則審査を行うことになる。ここから判断過程審査から一歩後退し、結果をより重視する枠組を裁判所は採用することができる。

一方本判決は、「選択する処分が……社会に与える影響」に言及していない。むしろ本判決（及び令和4年最判）が特に重視したと思われる考慮要素は、判決の要旨4に鑑みると、非違行為の「影響」（更には「選択する処分が他の公務員……に与える影響」）である。このため、上述した理由を本判決に当てはめることは出来ない。ただしこれらの要素も、法的に加工されていない要素とも考えられる。従って、法的に加工されていない考慮要素（「生の社会観念」）を用いた比例原則審査を行ったことに、本判決が結果をより重視する枠組を採用した理由を求め得る。

四　「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」

1　「事案の性質」

本判決は、平成24年最判とは異なり、明示的には「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」を行政庁に課していない[20]。しかしながら本判決が平成24年最判を引用していることから、「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」を行政庁に課しているものと本判決を見る余地がある。

その上で本判決が、「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」を明示的に述べなかった背景には、事案の性質そのものの相違があると考えられる。本件で問題となった非違行為の原因は擁護できる性質のものではなく、又、本件で問題となった非違行為の結果・影響が「客観的な評価の困難な事柄」とはいえなかった。従って、本件においては、「慎重な考慮」を行うに際し、「事案の性質等」に特に言及する必要性が乏しかったと解することができる。

2　狭義の比例原則の適用の厳格度

他方で、異なる見方も可能である。すなわち、本判決が「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」に言及していない理由を、狭義の比例原則の適用における厳格度に求めるのである。

ここで平等原則と同様[21]、「狭義の比例原則それ自体が比例衡量の具体的な基準になるのではない[22]」点に注意を要する。このため、狭義の比例原則においては、比較対象（「何を比較衡量にのせるか[23]」）と比較方法（厳密な均衡を要求するか、緩やかな均衡を要求するか[24]）とが問題となる。

この狭義の比例原則における比較方法につき、本判決は、「思想および良心の自由についての間接的な制約[25]」が問題となった平成24年最判に比してより緩やかな比較方法を採用した結果、「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」に意図的に言及しなかったとも考えられる[26]。従ってこの理解に立つと、本判決は、平成24年最判を引用しつつもそれを抽象的規範定立の範囲に留め、行政庁に対して「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」を課したものとはいえないであろう。

3　本判決の審査密度

本判決が、「事案の性質等を踏まえた慎重な考慮」を行政庁に課し、又、「判断代置に近い[27]」審査手法を採用したと見ると、本判決の審査密度[28]はかなり高いと評価できる。他方、平成24年最判に比して厳格な狭義の比例原則の適用が要求されていないと見ると、本件の審査密度は高いとまではいえない。

このように本判決の評価は分かれ得るところであるが、考慮要素の綿密な検討を行っていることに鑑みると、いずれにせよ本判決の審査密度が低いとはいえないであろう。

五　考慮要素

本判決は、昭和52年最判が掲げた考慮要素中、「選択する処分が……社会に与える影響」以外の考慮要素を総合考慮した（判決の要旨2ないし5）。ここで注目すべきは、原審と本判決における考慮・衡量の違いである。

1　考慮要素

原審は、本件各行為につきXに有利・不利になり得る要素を考慮し本件各行為は「極めて悪質である、又は、他の職員及び社会に与える影響が特に大きいとまではいえない」と評価した。これに対し本判決は、Xに有利になる要素を鑑みることなく、本件各行為の「非違の程度は極めて重い」と評価する。又、本判決は、本件各行為の動機からしても「Xが本件各行為に及んだ経緯に酌むべき事情があるとはいえない」と指摘する。

更に本判決は、本件各行為が「甚だしく職場環境を害し、Y市の消防組織の秩序や規律を著しく乱す」という悪影響は、消防組織の性質（「消防組織においては、職員間で緊密な意思疎通を図ることが職務の遂行上重要であること」）に鑑みると「看過することが出来ない」と指摘する。ここでも本判決は、原審と異なりXに有利な要素を検討していない。又、補足意見を踏まえると、本判決は、「本件各行為が全体として」職場環境に「どのような悪影響をもたらすものであるか」という観点から判断していると考えられる。

2　考慮要素間の衡量

本判決は、考慮要素間の衡量方法を示していない。ここで補足意見が「消防職員の職務の性質に照らしても、本件各行為が消防組織の規律や秩序等に及ぼした悪影響は、特に大きいものということができる」と指摘している点が注目に値する。

この補足見解が法廷意見の基底をなすとすれば、原審が「非違行為の職場に対する影響は判断要素の一つにすぎない」と判断したのとは対照的に、行政庁が「選択する処分が他の公務員……に与える影響」を他の考慮要素よりも重視したこと[29]を、本判決の法廷意見は、消防組織の性質に照らして追認したと考えられる。

このように本判決は、考慮要素（間）の衡量を判断代置に非常に近い方法（なおかつXに有利な要素を無視するという「アンバランスな衡量[30]」）で

行いつつも、なお裁量審査を行ったものと位置付けることが出来るであろう。

3　本判決の射程

考慮要素（間）の衡量に関する本判決の射程は、消防組織と類似の性質を有する組織に限定されると解し得る。

もっとも、ある考慮要素（非違行為の影響）を構成する要素が複数（本件各行為）存在するとき、考慮要素の性質（消防組織の性質）に照らしつつ、各要素を個々に判断するのではなく全体として判断すべきである、とする補足意見の判断枠組は、あらゆる考慮要素の衡量に対する指針になり得る。

●――注

1）Ｙ市消防本部消防長が②事件懲戒処分の根拠としたＸによるハラスメント行為の内容につき、参照、②事件・第一審判決別紙。

2）②事件につきＸは国家賠償法１条１項に基づく損害賠償訴訟も提起しているが、本稿では扱わない。

3）②事件第一審及び控訴審では、Ｘの他に、X_2（原告・控訴人）に対する懲戒処分（戒告）も問題となっているが、本稿では扱わない。

4）この他、最三小判平 30・11・6 判時 2413 ＝ 2414 号 22 頁（以下「平成 30 年最判」という）、最一小判令 2・7・6 判時 2472 号 3 頁（以下「令和 2 年最判」という）、最三小判令 4・6・14 判時 2551 号 5 頁（以下「令和 4 年最判」という）。

5）同判決につき差し当たり参照、佐藤政達「判解」曹時 76 巻 4 号（2024 年）1116 頁（1123 頁）、鈴木崇弘「公務員関係における裁量審査――最三小判令和 5 年 6 月 27 日民集 77 巻 5 号 1049 頁を素材として」法政研究 90 巻 4 号（2024 年）705 頁、大江裕幸「判批」法教 538 号（2025 年）57 頁。

6）公務員関係における裁量審査については、参照、鈴木・前掲注５）。

7）処分の重大性に言及する裁判例として、平成 24 年最判、平成 30 年最判、令和 2 年最判。

8）本判決とは対照的に、令和 5 年最判の多数意見は、文言上は比例原則を採用しているようには見えない。参照、正木宏長「判批」民商 160 巻 3 号（2024 年）433 頁（442 頁）、大江・前掲注５）62 頁以下。

9）義務的考慮事項、考慮可能事項、考慮禁止事項につき、芝池義一「行政決定における考慮事項」法学論叢 116 巻 1 ＝ 6 号（1985 年）571 頁。

10）義務的考慮事項又は考慮可能事項の重み付けを行っている裁判例として、昭和 52 年最判、平成 24 年最判、平成 30 年最判、令和 2 年最判、令和 4 年最判、令和 5 年最判。

11）高橋滋＝市村陽典＝山本隆司（編）『条解行政事件訴訟法〔第 5 版〕』（弘文堂、2023 年）685 頁［橋本博之執筆］。

12）糸島市職員の懲戒処分の基準に関する指針。

13）佐藤・前掲注５）1123 頁は、「社会観念審査の場合には、必ずしも処分基準に沿って裁量審査をすることが不可欠となるものではないと解され」と述べる。右見解を批判するものとして、大江・前掲注５）61 頁以下。

14）原田大樹『ファーストステップ演習行政法』（東京大学出版会、2023 年）93 頁。

15）更に参照、鈴木・前掲注５）721 頁以下。

16）参照、昭和 52 年最判。

17）参照、令和 2 年最判及び令和 5 年最判。

18）鈴木・前掲注５）721 頁。

19）鈴木・前掲注５）721 頁。

20）従前の最高裁判決の「慎重な考慮」に関しては、参照、鈴木・前掲注５）708 頁註 21、709 頁註 22 に掲げた文献。

21）鈴木崇弘「平等原則」法教 529 号（2024 年）20 頁（20 頁）。

22）須藤陽子「教科書検定の裁量統制と『比例原則』」同『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010 年）195 頁（214 頁）。更に参照、仲野武志「行政法における違法概念の諸相（取消違法の構造）」同『法治国原理と公法学の課題』（弘文堂、2018 年）299 頁（331 頁）。

23）須藤・前掲注 22）214 頁。

24）憲法学における議論として、小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第 3 版〕』（尚学社、2016 年）72 頁 、伊藤健『違憲審査基準論の構造分析』（成文堂、2021 年）4 頁註 12。

25）最二小判平 23・5・30 民集 65 巻 4 号 1780 頁。

26）憲法上の権利と裁量審査につき、宍戸常寿「裁量論と人権論」公法研究 71 号（2009 年）100 頁（106 頁）。同論文 106 頁は、最二小判平 8・3・8 民集 50 巻 3 号 469 頁（以下「平成 8 年最判」という）を信教の自由ではなく「退学処分の重大性から『特に慎重な配慮を要する』と述べ」た、と見る。仮に本文で述べた見方が許されるならば、平成 8 年最判と平成 24 年最判とは質的に異なるように思われる。

27）中原茂樹「判批」法教 484 号（2021 年）126 頁（126 頁）。

28）審査密度と審査手法につき、村上裕章「判断過程審査の現状と課題」同『行政訴訟の解釈理論』（弘文堂、2019 年）235 頁（242 頁以下）。

29）第一審におけるＹの主張を見る限り、消防組織に要求される「厳格な指揮命令体系と職員相互間における強固な信頼関係」を本件各行為が毀損したことを、行政庁は重視しているように見える。

30）弘中章「判批」判評 792 号（2025 年）13 頁（16 頁）。「生の社会観念」に基づく審査を行った結果、このような「アンバランスな衡量」が行われたと考えられる。